

インドネシア：電子商取引システムプロバイダーに関する新たな要件

アジアニュースレター

2023年11月29日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Jeanne Elisabeth Donauw¹](#)

Jdonauw@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Yuki Nur Palupi Tresnaningtyas¹](#)

ytresnaningtyas@wplaws.com

電子商取引は、近年、インドネシア経済において重要な役割を果たしています。インドネシアでは、インターネット利用者の増加に伴い、オンライン・リテール、マーケットプレイス、ソーシャル・コマース・プラットフォームなど電子商取引がデジタル関連ビジネスの開拓を後押ししています。

2023年9月26日、インドネシア商業省は、事業者の事業許可および監督を含む電子商取引の様々な側面を規制するため、2023年規則第31号（以下「2023年規則」といいます）を施行しました。電子商取引に関連する事業を行う場合、以下のように、2023年規則により、今後の事業に影響が生じる可能性があります。

1. ソーシャル・コマース事業

2023年規則は、ソーシャル・コマース事業（TikTok Shop など）について、オンライン・リテールやマーケットプレイスなどの、オンライン小売事業者が作成、管理または所有するオンライン・プラットフォームで取引する他のビジネスモデルとともに、電子商取引システムプロバイダー（以下、インドネシア語の略称から「PPMSE」といいます）に該当すると規定しています。そのため、ソーシャル・コマース事業者は、プラットフォーム上で行うことのできる活動の範囲の制限や、プラットフォーム上での支払取引を促進することの禁止を含め、2023年規則の規定を遵守する必要があります。

2. PPMSE の責務の拡張

(1) 総論

PPMSE、特に電子システムプロバイダーとしてのみ活動する PPMSE は、(a)事業免許要件および商品基準を遵守すること、(b)プラットフォーム上での不健全な競争を防止すること、ならびに(c)プラットフォーム利用者の個人情報を保護することについて、プラットフォーム上で取引を行う販売事業者を積極的に支援するよう求められます。

¹ 提携事務所所属

(2) 最低価格要件

2023 年規則が導入した実質的な変更の 1 つは、インドネシアを基盤とする消費者に対して、オンライン・プラットフォーム上で直接販売される商品について、1 単位あたり、FOB (Freight-on-Board) ベースで、最低 100 米ドル (または他の通貨における同等の金額) という最低価格を導入したことです。

2023 年規則は、すべての PPMSE が最低価格を遵守することを要求しており、PPMSE が専ら電子システムプロバイダーである場合、当該プラットフォーム上およびそのプラットフォーム上の販売事業者には最低価格を適用しなければなりません。この最低価格要件は、インドネシアの販売事業者を保護することを意図していると報道されています。

この要件を満たさない場合、電子システムプロバイダーは、一時的なサービスへのアクセス制限などの行政上の制裁を受けることがあります。

(3) パートナーシップ要件

インドネシア財務大臣は、2023 年財務大臣規則第 96 号 (2023 年財務大臣規則第 111 号による改正あり) を制定し、1 暦年以内に 1000 件を超える商品を輸入するオンライン小売事業者およびマーケットプレイスの役割を果たすインドネシアの PPMSE ならびに外国の PPMSE の駐在員事務所に対して、インドネシア関税・税関総局と提携すること (パートナーシップ) を義務づけました。期待されるパートナーシップには、輸入品の電子カタログおよび電子インボイスデータの交換、ならびに同総局の業務と監督の改善を助ける他の形態のパートナーシップが含まれます。1 暦年以内に 1000 件を超える商品の輸入を行う PPMSE は、遅くとも 2024 年 2 月 17 日までに上記の義務を遵守しなければならず、違反した場合、当該 PPMSE が将来輸入を行う際に通関業務が一時停止される可能性があります。

(4) インドネシアにおける駐在員事務所の設置要件

外国の PPMSE は、一定の基準に達したときは、インドネシアに駐在員事務所を設置しなければなりません。この基準には、(i)1 年以内に少なくとも 1000 人の消費者と取引を行った場合、(ii)1 年以内に少なくとも 1000 件の出荷を行った場合、または(iii)トラフィックもしくは電子システムへのアクセスが 1 年以内にインドネシアを拠点とするインターネット利用者の総数の少なくとも 1%に達する場合があります。

上記の基準(iii)は、取引の実行や出荷を必ずしも伴わないソーシャル・コマース・プラットフォームやマーケットプレイスなどのオンライン・プラットフォーム、および上記の取引または出荷基準を充足しないオンライン・リテールを対象とするようです。

本ニュースレターに関してご質問がございましたら、当事務所までお問い合わせください。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com